

ぞ存じですか？【地震保険建物編】



このたび石川県能登半島地震により、被災された皆様にご心からお見舞いを申し上げます。今回地震保険の対応にあたらせていただく中で改めて地震保険の必要性を感じました。少しでも地震保険を理解して頂けるように概要をご紹介します。

まず損害認定の基準は、地震によって壊れた該当箇所と、壊れた割合によって4つに分類されます。基準となる該当箇所とは、建物の主要構造部(柱、基礎、屋根、外壁等)です。主要構造部以外の門や塀、車庫(カーポート)は損傷していたとしても判定の対象外となります。例えば灯籠の倒壊や、私有地内道路の亀裂などがあっても、主要構造部に損傷がない場合は損害認定基準を満たさないことがあります。

割合の基準は、建物価値の何割相当が壊れたのかで判断され、表①の一部損、小半損、大半損、全損の4つに分かれます。お支払いは、認定された基準4分類によってその地震保険で設定された保険金額に対し表②の割合によって支払われます。地震保険には、家屋等の修繕費だけでなく、生活再建の資源という意味があると思っています。

ご契約の見直し、ご相談等がありましたらお問合せ下さい。

各段階	一部損	小半損	大半損	全損
基準	3%以上20%未満	20%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上

各段階	一部損	小半損	大半損	全損
お支払い割合	5%	30%	60%	100%

いまだ聞けない…がん保険は必要？

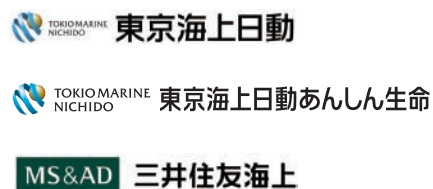
生命保険は難しい…商品が沢山あって何を調べばいいのか分からない…そんなイメージを持っている方は少なくないと思います。たしかに沢山の商品がありますが、目的別に考えるとわかりやすくなるかもしれません。

①死後の整理資金への備え ②病気やケガへの備え ③がんへの備え ④介護への備え

ではなぜ、この中でがんのみ病気を特定した保険があるのでしょうか？がんは高額な治療費や長期に渡っての治療、収入減などのリスクが特に高いからです。日本ではがん保険は1970年代から販売されており、当時のがん治療はほとんどが外科手術によるものでした。がん保険もそれに合わせて入院や在宅療養がメインでしたが、現在は手術・抗がん剤治療・放射線治療が日本の3大治療とされており、それに沿った形で保障も変化してきています。保険の歴史からわかるように、日進月歩でがん治療は進化していますが、高額な治療費がかかる事に変わりありません。日本の公的医療制度は大変優れており、経済的な負担はある程度緩和されますが、0になるわけではない為治療が長引くと自己負担が重くなり、収入減にもつながることもあります。

がん保険は治療と生活に役立つ保険です。ご興味がある方、しばらく見直しをされていない方は是非、プロ保険までお問合せ下さい！

プロ保険取扱保険会社



万一事故が起こったらすぐ連絡
事故現場立会サービス
 プロ保険損害サービス部 **TEL.076-259-0199**

24時間電話受付サービス
 東京海上日動 0120-119-110
 三井住友海上 0120-258-365

営業案内

- ◆損害保険
超保険、超ビジネス保険、自動車保険、火災保険、傷害保険、旅行保険、運送保険、賠償保険、各種工事保険、積立保険、所得補償保険、その他
- ◆生命保険
終身保険、定期保険、養老保険、経営者向け保険、がん保険、医療保険、家計保障保険、その他
- ◆事故相談
交通事故、日常生活や業務中の事故などに関するのいろいろな相談を、解決に向けてアドバイスさせていただきます(無料)
- ◆証券確認
各種保険の証券を個々の実情に照らし合わせて、わかりやすい説明や提案をさせていただきます(無料)
- ◆プロ保険式リスクマネジメント
企業活動(自然災害から人的事故まで)における様々なリスクに対し適確なアドバイスを行うシステムです(無料)

保険と名のつくものはすべておまかせ



株式会社 **プロ保険**

〒921-8043 金沢市西泉4丁目35番地
 TEL076-259-0188 FAX076-243-0144

HPアドレス <http://www.prohoken.co.jp> (プロ保険の社員紹介から業務内容まで、情報満載！)
 メールアドレス info@prohoken.co.jp (ご意見・ご要望をお気軽にお寄せ下さい。)

プロ保険 News

Vol.49 2024.july

夏号

HELLO
SUMMER



お知らせ
**社員旅行に
 行きます！**

6月に北海道へ社員旅行に行くことになりました！！社員が3班に分かれ、3泊4日の日程を予定しています。現在制作中の時点では5月の為、まだ旅行には行く事が出来ていませんが、次号では、旅行の様子をお届けしたいと思います！

社員のみんなに 聞いてみました!! 得意料理!!



『生姜焼き・豚丼』

得意料理ということで、最近よく作り置きで作る生姜焼きと、すき焼きのタレが余っていたのでカリカリに焼いた豚肉を絡めて2色丼にしました。映えを意識しての半熟卵、ガリを乗せてみました。

雁行 真志



『インスタントラーメン』

感じだけを出してみました。はい、出来ません…すみません。冷蔵庫をあさって、あるものをラーメンにぶち込むのみです。ちなみに某メーカーの塩ら〜めんが一番好きです。

穴沢 朝己



『カレー』

子供の頃から、おうちカレーが大好きでした。最近はカロリーと塩分が気になり無水カレーをよく作ります。

特徴:ナス、鶏胸肉、トマトジュース(無塩)、低カロリーの粉末ルー

鶴來 義丈



『チンジャオロース』

旦那さんにリクエストされて、よく作るようになりました。お肉に下味を付ける際にしっかりと揉み込むことでより美味しくなります!

青山 杏樹



『ローストビーフ』

友達が家に来る時などに料理ができるアピールをするために作ります。大抵予想通りのリアクションがきてドヤ顔をしているのですが、姉に「え、焼いて包んでほっとくだけやよね?」と言われました…バラすなよ…。

北島 慎二郎



『自家製ナポリタン』

料理は苦手ですがナポリタンは簡単という理由で沢山作ったので自信があります!出来れば映えねらいで鉄板焼きにしたかった…。

野竹 万恵



『キンパ』

韓国ドラマによく出ているのを見て、自分でも作ってみたいと思ったのがきっかけです。巻き簾を使うのに最初は苦戦しましたが、YouTubeで巻き方の動画を見ながら練習しました。

澤田 奈津子



『卵巻き』

数年前から正月料理に1回と、ほか1~2回ほど作ります。きっかけは元来自分が大好きなのとテレビ番組です。根気よくだし卵を加えて巻いていくのがとても面白いですね。

中川 修一



『フレンチトースト』

学生の頃、友達が作っていたのがきっかけです。私も、おしゃれな料理を作れるようになりたいと思い、よく作るようになりました。今では、15分ほどで作ることが出来ます!

水谷 來加

社内の全会議に出席して感じたこと。 北島 慎二郎

私も入社12年目に入り、社内での役割が少しずつ変わってきたと自覚するようになってきました。それに伴って徐々に会社の運営、経営とはなんだろうと考えるようにもなりました。どのようにすればお客様に信頼いただけるか、どのようにすれば全員がより働きやすくなるのか、1人の営業マンとしての考え方とはまるで違う思考が必要なんだと感じます。まずは「プロ保険」という会社を知るところからだと考え、始めたのが社内で行われている“全会議”に出席をすることです。

そうすると、新鮮な情報がどんどん入ってきました。他部署の業務内容や課題、それに対する各人の考え方など、恥ずかしながら知らなかったことばかりです。元々の参加者にも私が参加することでプラスに感じてもらえるように、時にその部署のメンバーになったつもりで発言したり、時には部外者としての客観的な意見を言わせていただいています。

今まで独立して動いていた人なり部署なりが“新しい横の繋がり”をもって会社全体として大きく動いていけるように引き続き考えて活動していきたいと思っています。



『独占禁止法コンプライアンス』の徹底推進について

損害保険会社は、2023年12月26日に保険料調整行為に関して、金融庁より独占禁止法に抵触する行為として業務改善命令を受けました。

【独占禁止法】とは **・私的独占の禁止** **・不当な取引制限の禁止** **・不公正な取引方法の禁止** これを受け、弊社も『独占禁止法コンプライアンス』をさらに徹底推進し、今まで以上にお客様の意向を踏まえた営業活動を行って参ります。

お客様への新たなご提案に際して、「公正な競争を制限するものではない」と、および、「業務上正当な必要性がある」ことを確認したうえで保険会社と契約情報を共有する事について、お客様に同意をいただき、**同意書**をご提出いただくことで確認することと致しました。弊社からお渡す所定の同意書のご提出へのご協力をお願い致します。

今後、新たなご提案に際し、必要に応じて上記確認と同意書のご提出をお願いすることとなります。ご理解とご協力をお願い致します。

『最若年齢条件』の取り組みについて

皆様のご契約のお車には、年齢条件が設定されていますよね。事故発生時、右表の中で年齢条件を満たさない方が運転されていた場合は、保険金がお支払いされません。そのようなことが起こらないように適切な条件を設定することが必要です。

今回は弊社で行っている年齢条件の取り組みについて、ご紹介したいと思います。まず、年齢条件とは、お車に乗られる方で最も年齢の若い方に合わせる条件になり、年齢を問わず、21歳以上、26歳以上、35歳以上に区分されています。

(※商品により区分が異なる場合があります。) 弊社では、条件に該当するご年齢を迎えられた際に、年齢条件の変更確認をさせていただいています。

ご自身のご契約は、万が一事故があった際に補償がされる内容になっていますか?新たにお車に乗られる方、今後乗れない方がいらっしゃる際は、お手続きが必要な場合もございますので、今一度ご契約の確認をお願いします。

運転者の年齢条件が適用される方

- ① 記名被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ 上記いずれかの方の業務に従事中の使用人